

○袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例

昭和 4 8 年 3 月 1 9 日

条例第 2 0 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度の知的障害者及び身体障害者（以下「重度心身障害者」という。）又は重度心身障害者の養護者に対し重度心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することによって、その家庭生活の安定と心身障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

(平 1 1 条例 5 ・ 平 2 5 条例 3 9 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれかに該当する者（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に定める特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条に規定する福祉手当を受けられる者は除く。）をいう。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条の規定による保険給付（当該年度を通算して 7 日以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用を除く。）を受けた者は除く。

- (1) 2 0 歳以上の在宅者で、千葉県知事が交付する療育手帳の程度が、
((A)) の 1、((A)) の 2、((A))、A の 1 又は A の 2 と判定された知的障害者
- (2) 2 0 歳以上の在宅者で、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条に規定する知的障害者更生相談所の長が交付する判定書において重度と判定された知的障害者
- (3) 2 0 歳以上 6 5 歳未満の在宅者で、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に掲げる 2 級以上の障害があるものであって、おおむね 6

か月以上常に臥床し、入浴、食事、排せつ等日常生活のほとんどに人手を要するもの

2 この条例において「養護者」とは、本市の住民基本台帳に記録され、重度心身障害者と同居し日常生活上の必要な介護をする者をいう。

(昭 6 2 条例 6 ・ 平 1 1 条例 5 ・ 平 1 3 条例 1 5 ・ 平 2 5 条例 3 9 ・ 一部改正)

(受給権者)

第 3 条 手当の受給権者は、重度心身障害者又はその養護者の 1 人とする。
ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 条第 1 5 項に規定する共同生活援助
の給付を受けている者は除く。

(平 2 5 条例 3 9 ・ 一部改正)

(申請及び認定等)

第 4 条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し受給権の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。

3 手当の支給は、第 1 項の規定による申請を受けた日の属する月の翌月から始め、受給権が消滅した日の属する月で終わる。ただし、介護保険法第 1 8 条の規定による保険給付を受けた場合は、給付を受けた日（短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、当該年度を通算して 8 日目の利用日）の前日の属する月で終わるものとし、翌月以降は年度が替わっても支給対象としない。

(平 1 3 条例 1 5 ・ 平 2 5 条例 3 9 ・ 一部改正)

(受給権の消滅)

第 5 条 手当支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が第 3 条に規定する受給権者でなくなったとき、又は重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給権は消滅する。

(1) 第 2 条第 1 項に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 介護保険法第 18 条の規定による保険給付を受けたとき。(短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用日数が、当該年度を通算して 7 日を超えたとき。)

2 前項各号のいずれかに該当することになったときは、受給者は速やかに市長に届け出なければならない。

(平 13 条例 15・平 25 条例 39・一部改正)

(手当の額及び支給方法)

第 6 条 手当の額は、重度心身障害者 1 人につき月額 8,650 円とする。

2 手当は、次の表に掲げる区分によって支給する。

期別	期間	支給月
第 1 期	4 月から 7 月まで	8 月
第 2 期	8 月から 11 月まで	12 月
第 3 期	12 月から 3 月まで	4 月

(昭 60 条例 23・昭 62 条例 17・昭 63 条例 12・平元条例 22・平 2 条例 11・平 3 条例 38・平 4 条例 13・平 5 条例 17・平 6 条例 20・平 25 条例 39・一部改正)

(未支払の手当)

第 7 条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときの支給方法は別に定める。

(平 25 条例 39・一部改正)

(支給の停止又は制限)

第 8 条 手当は、重度心身障害者若しくはその養護者又はそれらの者の配偶者若しくはそれらの者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者をいう。)の 前年(1 月から 6 月までの間に第 4 条の規定により申請する場合は、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別児童扶養手当等の支給に

関する法律及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）に基づく特別障害者手当の所得制限限度額を超える場合、その年の 8 月から翌年の 7 月までは支給しない。

（平 25 条例 39・追加）

第 9 条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 重度心身障害者の介護を怠っていると認められるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（平 25 条例 39・旧第 8 条繰下・一部改正）

（手当の返還）

第 10 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

（平 25 条例 39・旧第 9 条繰下）

（手当を支給しない場合等の理由の提示）

第 11 条 市長は、第 9 条の規定による手当を支給しない場合又は前条の規定による手当の返還をさせる場合は、当該支給をしない者又は返還をさせる者に対し、その理由を示さなければならない。

（平 8 条例 20・追加、平 25 条例 39・旧第 10 条繰下・一部改正）

（受診命令）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し重度心身障害者について障害程度の判定を受けるよう指示することができる。

（平 8 条例 20・旧第 10 条繰下、平 25 条例 39・旧第 11 条繰下）

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 8 条例 20・旧第 11 条繰下、平 25 条例 39・旧第 12 条繰

下)

附 則

この条例は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年条例第 4 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 9 年条例第 1 0 号）

この条例は、昭和 4 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年条例第 1 5 号）

この条例は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年条例第 2 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 4 年条例第 1 0 号）

この条例は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 4 年条例第 2 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 5 年条例第 1 8 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。

（手当の内払）

2 改正前の条例の規定により、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則（昭和 5 6 年条例第 1 8 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

（手当の内払）

2 改正前の条例の規定により、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則（昭和 5 7 年条例第 1 8 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和 5 8 年条例第 2 5 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 5 8 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和 5 9 年条例第 3 7 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町心身障害者福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和 6 0 年条例第 2 3 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町心身障害者福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和 6 2 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分の手当から適用する。ただし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする改正規定、第10条の改正規定、同条を第11条とし、第9条を第10条とする改正規定、第8条の見出しを削り、同条を第9条とする改正規定及び第7条の次に1条を加える改正規定は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月中になされた申請において、この条例の施行の日において決定されていないものについての支給開始月及び平成26年3月分の手当の額は、なお従前の例による。

○袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則

昭和 4 8 年 4 月 1 日

規則第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年条例第 2 0 号。以下「条例」という。）第 1 3 条の規定により、重度心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 2 6 規則 1 1 ・ 一部改正)

(申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により受給権の認定を受けようとする者は、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、重度心身障害者及びその属する世帯の世帯員の同意を得て、市が保管する公簿等によって確認することができるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは知的障害者更生相談所の判定書

(3) 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当所得状況届・現況届（兼同意書）
（様式第 2 号）

(4) 重度心身障害者若しくはその養護者又はそれらの者の配偶者若しくはそれらの者の生計を維持する民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）に定める扶養義務者の所得税課税所得金額を証する書類

(平 2 6 規則 1 1 ・ 全改)

(認定)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、受給資格のある者（以下「受給者」という。）と認定したときは、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉

手当支給認定（変更）通知書（様式第 3 号）により、却下したときは、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給申請却下通知書（様式第 4 号）によるものとする。

（平 2 6 規則 1 1 ・ 一部改正）

（所得状況の届出）

第 4 条 受給者は、毎年、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当所得状況届・現況届（兼同意書）に第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給申請書に添えて提出されている場合は、この限りでない。

2 前項の添付書類は、重度心身障害者及びその属する世帯の世帯員の同意を得て、市が保管する公簿等により確認することができるものについては省略することができる。

（平 2 6 規則 1 1 ・ 追加）

（支給停止の通知）

第 5 条 市長は、条例第 8 条の規定により手当を支給しないときは、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給停止通知書（様式第 5 号）により当該受給者に通知するものとする。

（平 2 6 規則 1 1 ・ 追加）

（住所、氏名又は振込口座変更の届出）

第 6 条 受給者は、住所、氏名又は振込口座を変更したときは、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給者住所・氏名・口座変更届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（平 2 6 規則 1 1 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正）

（受給権消滅の届出）

第 7 条 受給者は、条例第 5 条の規定に該当するに至ったときは、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給資格消滅届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（平 2 6 規則 1 1 ・ 旧第 5 条繰下 ・ 一部改正）

(受給権変更の申請)

第 8 条 受給者である養護者が死亡し、又は所在不明になったときは、その者に代って重度心身障害者を介護する者が受給権の変更の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給者変更申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(平 2 6 規則 1 1 ・旧第 6 条繰下・一部改正)

(変更認定)

第 9 条 前条の申請書の提出があった場合は、第 3 条の規定を準用する。

(平 2 6 規則 1 1 ・追加・旧第 7 条繰下)

(未支払の手当)

第 1 0 条 条例第 7 条の規定による未支払の手当の支給方法は、次の各号に掲げる者に当該各号の順位による支給とする。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により受給権の変更の申請をした者で、その認定を受けたもの
- (2) 死亡した者の配偶者
- (3) 前号以外の相続人
- (4) 市長が特に認めた者

2 未支払の手当の支給を受けようとする者は、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当未支払手当請求書（様式第 9 号）により市長に請求するものとする。

(平 2 6 規則 1 1 ・追加・旧第 8 条繰下・一部改正)

(手当の支給)

第 1 1 条 条例第 6 条に規定する手当の支給は、その都度支給期日を受給者に通知し、口座振替等の方法により行うものとする。

(平 2 6 規則 1 1 ・旧第 7 条繰下・旧第 9 条繰下)

(台帳)

第 1 2 条 市長は、手当の支給に関し次に定める事項を記載し整理するた

め、台帳を作成するものとする。

- (1) 受給者氏名
- (2) 重度心身障害者氏名
- (3) 重度心身障害者の住所
- (4) 重度心身障害者の生年月日
- (5) 重度心身障害者の個人番号
- (6) 重度心身障害者の障害種別
- (7) 重度心身障害者の障害程度
- (8) 振込先
- (9) 支給・停止状況
- (10) 支給開始年月
- (11) 受給権消滅年月日
- (12) 受給権消滅理由

2 前項に規定する台帳は、電子計算機により管理できるものとする。

(平 2 6 規則 1 1・旧第 8 条繰下・旧第 1 0 条繰下・一部改正、平
2 7 規則 5 1・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 4 年規則第 3 1 号) 抄

この規則は、昭和 5 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 5 年規則第 5 号)

この規則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年規則第 6 号)

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年規則第 1 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定によるそれぞれの施行期日において、第1条及び第2条の規定によりそれぞれ改正される前の袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条及び第2条の規定によりそれぞれ改正されたこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年規則第51号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名
職業

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例第 4 条により、手当の支給を受けたいので関係書類を添えて申請します。

障 害 者	氏 名			申請者との続柄	
	生年月日			年 齢	歳
	住 所				
	電 話	()		個人番号	
	障害区分	1 知的障害者		2 身体障害者	
	障 害 程 度	知的障害者	知能指数		年 月 日 決定
		身体障害者	有・無	発行年月日	年 月 日
		手帳又は療育手帳の有無		発 行 者	
		手 帳 番 号		第 号	
振込口座	金融機関・支店名		口座種別	当座・普通	
	口座番号		口座名義		

添付書類

- ・ 重度心身障害者及び養護者の世帯全員の住民票の写し
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは知的障害者更生相談所の判定書
- ・ 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当所得状況届・現況届（兼同意書）
- ・ 重度心身障害者若しくはその養護者又はそれらの配偶者若しくはそれらの生計を現に維持する民法に定める扶養義務者の所得税課税所得金額を証する書類

様式第2号(第2条、第4条関係)

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当所得状況届・現況届（兼同意書）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受給者 住所
(申請者) 氏名 印
連絡先

年の所得状況及び現況について届け出ます。

また、手当の支給に際し、私及び私の世帯員に関する住民基本台帳、所得額及び所得税に係る所得控除額、介護保険給付に関する情報を調査することに、世帯員の同意を添えて同意します。

1 所得状況及び調査に関する同意

	氏名	個人番号	受給者 との続 柄	調 査 同 意 の 印	所得税課税 所得額(円)
受給者(申請者)					
障害者					
他の世帯員					

※所得税課税所得額欄は前年の所得税課税所得額（1月～6月に提出する場合は前々年の所得税課税所得額）を記載

2 対象障害者の現況

・施設入所、入院状況（過去1年間）

① していない ② している ③ していた

②又は③の場合 施設・病院名()
期 間(年 月 日～ 年 月 日)

※施設入所、3ヶ月を超える入院は資格喪失となりますので、届出が必要（短期入所は除く。）

・介護保険の給付（サービス）の受給状況

障害者本人が介護保険の給付（サービス）を

①受けている（短期入所の場合は、7日を超える利用をした場合を含む。）

②受けていない

※介護保険の給付（サービス）を受けている場合は資格喪失となりますので、届出が必要

様式第 3 号（第 3 条関係）

袖ケ浦市重度心身障害者福祉手当支給認定（変更）通知書

第 号
年 月 日

受給者 様

袖ケ浦市長



年 月 日付けで申請のあった手当については、次のとおり認定（変更）しましたので通知します。

障害者	氏 名		生年月日	
	住 所			
支 給 額		月額	円	支 給 月 8 月・1 2 月・4 月
振 込 先			支 給 日	その都度文書により通知します。

次に該当するときは、必ず届け出てください。

- 1 重度心身障害者が死亡したとき。
- 2 障害の状態が変わって重度心身障害者でなくなったとき（入院、施設入所を含む。）。
- 3 本市に居住しなくなったとき。
- 4 住所、氏名、口座を変更したとき。
- 5 介護保険の給付（サービス）を受けるようになったとき。

支給の制限

次に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことがあります。

- 1 重度心身障害者の介護を怠っていると認められるとき。
- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号（第 3 条関係）

袖ケ浦市重度心身障害者福祉手当支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

袖ケ浦市長



年 月 日付け申請のありました手当については、次の理由で却下しましたので通知します。

却下した理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、袖ケ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、袖ケ浦市を被告として（訴訟において袖ケ浦市を代表する者は袖ケ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号（第 5 条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給停止通知書

受 給 者 氏 名	
住 所	
障 害 者 氏 名	
支給停止の理由	
支給停止の期間	

手当について、上記のとおり支給停止しましたので通知します。

年 月 日

袖ヶ浦市長



様

様式第 6 号 (第 6 条関係)

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給者住所・氏名・口座変更届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受給者 印

住所

次のとおり 氏名 を変更したので届け出ます。

口座

重度心身障害者	住 所	新			
		旧			
	(ふりがな) 氏 名	新		個人 番号	
		旧		個人 番号	
受 給 者	住 所	新			
		旧			
	(ふりがな) 氏 名	新		個人 番号	
		旧		個人 番号	
振込先口座		新			
		旧			
変 更 年 月 日		年 月 日			

様式第 7 号 (第 7 条関係)

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給資格消滅届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受給者 住所
氏名 印

次のとおり、手当の受給資格が消滅しましたので届け出ます。

受給者	住 所	
	氏 名	
障害者	住 所	
	氏 名	
受給資格消滅の理由		1 重度心身障害者が死亡した。 (年 月 日) 2 重度心身障害者でなくなった。 3 本市に住所を有しなくなった。 4 病院、施設に入所した。 5 介護保険の給付 (サービス) を受けることとなった。 6 その他 ()
受給資格消滅年月日		年 月 日
摘 要		

様式第 8 号 (第 8 条関係)

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当受給者変更申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 印
(受給者との続柄)

次のとおり受給者の変更を申請します。

変更前 の受給 者	氏名			重度心身 障害者	氏名		
	住所				生年月日	年 月 日	
	個人番号				個人番号		
変更後 の受給 者	氏名				個人番号		
	住所						
	生年月日	年 月 日	重度心身障害 者との続柄			職業	
変更後の振込先口座		金融機関・支店名		口座種別			
		口座番号		口座名義			
変更理由		1 受給者が死亡 (年 月 日)					
		2 その他 ()					
証 明 書							
申請者は、上記の障害者を介護していることを証明します。							
年 月 日							
地区民生児童委員						印	

この申請書に申請者の住民票の写しを添付すること。

様式第 9 号 (第 1 0 条関係)

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当未支払手当請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

請求者 住所

氏名 印

連絡先

袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり未支払手当の支給を請求します。

受給者	氏名		死亡年 月日	
	住所			
未支払期間	年 月分から 年 月分まで	未支払手当の額		
摘要				
支払先	金融機関・支店名	口座種別		
	口座番号	口座名義		